

哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する実験動物以外の動物実験等に関する申合せ

令和5年9月22日
愛媛大学動物実験委員会決定

愛媛大学における哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する実験動物以外の動物を利用する場合には、下記のとおり申合せのものとす。

記

1. 哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する実験動物以外の動物のうち、両生類又は魚類を利用する動物実験計画を本申合せの対象とする。
2. 動物実験等の実施について、委員長が認めたときは、愛媛大学動物実験規則（以下「動物実験規則」という。）第5章に準じて取り扱うことができる。この場合において、動物実験規則第8条、第8条の2及び第9条第2項中「学長」とあるのは、「委員長」に読み替えるものとする。
3. 飼養保管施設、実験室設置の申請及び承認は行わないものとする。

附則

この申合せは、令和5年9月22日から施行する。